

一、九拾目より七拾目迄 上中下見計、此内を以可相定。但、江戸に相詰候共、先年と違、御扶持方茂割場小者同事に被下儀に付、増銀不及、江戸に當座歸に候はゞ五匁、京・大坂に者三匁之増銀たるべき事。

鑓持

一、八拾目より七拾目迄 上中下同斷

但、江戸其外他國詰候はゞ拾匁、江戸に當座歸に候はゞ五匁、京・大坂に者三匁之増銀たるべき事。附り、他國詰一ケ年に滿不申候はゞ、半年に五匁計之圖りを以可相渡事。

馬捕

一、八拾目より六拾目迄 是より以下上中下并他國詰増銀右同斷。

一、乗物昇小者之儀は、鑓持・馬捕に可准。

草履取

一、七拾目より四拾五匁迄

平小者

一、六拾五匁より四拾五匁迄

あらしこ

一、四拾五匁より三拾目迄

若黨或先供等之者

一、百二拾目より百目 上中下見計、此内を以可相定。

但、江戸其外他國一年詰仕候はゞ二拾目、當座歸并京・大坂へは拾匁之増銀に限るべき事。附り、他國詰一ケ年に滿不申候はゞ、半年に拾匁計之圖りを以可相渡事。

右若黨餘より級宜敷中小將杯之類

一、百五拾目より百三拾目迄

但、他國詰増銀等之儀、前段之趣に准相應に可相渡事。

一、はした者等之給銀は、當時通例進來候通たる事。

但、是に彼等には不相應程之給銀は遣し申間敷事。

しんめう或物縫等之類

年中

一、七拾目より五拾目迄

右は男女一季居渡り奉公人之儀候條、當暮は右半給銀之圖りを以相渡可申事。

一、當暮給銀又は其以來召置候者之内、最早給銀相渡候者は、此度之定より過候共不及指引、今般申渡之半給銀相渡

可申候事。

一、高知之面々家來之内、體代之者、又者何とぞ奮功之筋に依而、給分相増進度存候者は、尤格別之事。

一、役方之用事等申付候者杯、強而給分減少之沙汰には及間敷儀に候得共、是以主人之分限にも應じ申事に候條、猶更其心得仕、畢竟高祿之家來は召仕不申覺悟尤に候事。

一、愆而此度之定より、相對を以給銀少分に召抱申儀者、尤可爲勝手次第事。

一、出替之時節過候而、半年又は五三ヶ月以後召抱候者茂、近年は大方年中之給銀を取申候。一向々様之筋に而者無之譯に而候間、向後は半給銀、或者日割を以召置可申事。

一、暇を出し候家來請合狀、請人判形者消候共、證文は相返し不申、先主人方に指置可申候。不埒之儀出來いたし候節、吟味之手懸り茂無之、毎度つかへ申事有之候條、向後右之通たるべき事。

以上

閏九月

二六 一季居奉公人請合證文之儀伺

御家中一季居奉公人、季を重召仕候砌、主人方に而請合證文相改不申、其通に仕置、并兩請人之内一人退轉仕候得者、片請人迄之者も有之候故、欠落人公事場わ及斷、請人共呼出し、過錢返銀等裁許之者共申渡候刻指問申候間、向後居成に召仕候共、其時々請合證文相改、右之品無之様、急度被仰渡候様仕度奉存候。

以上。

（金俵十九匁）  
正月廿一日

前田土佐守様

富田 織部  
藤田 求馬  
伊藤 内膳

二七 遠所に罷越候者召仕奉公人之儀觸

毎歲、爲御用江戸并遠所に罷越候面々、召仕候一季居下々